

笛吹市学校教育ビジョン

2024 (令和6) 年 改訂

心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子



「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成
人やふるさとを大切にする子どもの育成



FUEFUKI CITY

笛吹市教育委員会

笛吹市学校教育ビジョン2024（令和6）年改訂にあたって

平成20年9月に笛吹市教育委員会は、笛吹市の学校教育の指針として、「笛吹市学校教育ビジョン」を策定しました。その際、時代の変化に対応するため、5年ごとに内容の見直しを計ることとし、2度の改訂を経る中で、今回3度目の改訂となりました。

令和2年度からの3年間、人類史上稀に見る感染症である新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の生活様式は一変し、教育活動には様々な制限がかかりました。一方、コロナ禍に対応すべくGIGAスクール構想の実現に拍車がかかりました。

このような中、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」をめざす令和の日本型学校教育の構築が求められています。

今回の改訂は、これまでの「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、新しい時代の学校教育が実現できる内容となるよう委員の皆様方にご苦労いただきました。

「どの子にも涼しく風の吹く日かな」

笛吹市は俳壇の巨匠「飯田蛇笏・龍太」を育んだ俳句の里です。この飯田龍太の句は、中学校国語教科書にも登場します。自然の風は分け隔てなく等しくその恩恵をもたらします。子ども達一人一人に向けた龍太の優しい視線は、私たちに「どの子も一人の人間として認められ、学びを保障され、個性豊かに生き生きと輝く環境が与えられるべきである」との想いを巡らせます。

笛吹市教育委員会は、この句こそ笛吹教育の理念を表すものとし、笛吹の風土の中で子どもたちが大人に見守られながら育っていくことを願い、今回の改訂においてもめざす子ども像を引き続き「心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子」としました。

めざす子ども像の具現化を図るためには、笛吹市の学校教育の指針を全ての教職員が共有していく必要があります。そのために学校関係者を中心に「笛吹市学校教育ビジョン改訂委員会」を組織し、改定案の検討を重ねるとともに、草案の段階から各校に提示し、学校職員の意見も取り入れ共有化を計りました。

また、幸い笛吹市は「地域の子どもは地域で育てる」という教育風土があり、地域ぐるみの教育を推進してきています。今回の改定においても、市役所内での庁議を経て、市民の皆さんの意見を聞く「パブリックコメント」も実施する中で、ビジョンを策定しました。

笛吹市学校教育ビジョンが、単に教職員にとっての指針に留まらず、市民が学校教育の現状と課題を理解し、学校へのより一層の支援の輪が広がるための一助となることを願っています。

結びになりましたが、今回の改訂にあたりご尽力いただきました委員の皆様をはじめ、関係者の皆様にお礼申し上げます。

令和6年3月

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学校教育ビジョン2024（令和6）年改訂の構成

I 学校教育ビジョン改訂のあらまし（P.5～）

- 1 ビジョンの趣旨
- 2 改訂の必要性
- 3 ビジョンの対象
- 4 SDGsとの関係

II 学校をとりまく現状（P.7～）

- 1 国の教育施策の動向
- 2 笛吹市の学校教育における現状と課題
 - 学力調査から見た学力について
 - 自己肯定感・自己有用感について
 - 新体力テストから見た体力について
 - 学習習慣について
 - 基本的な生活習慣について
 - 情報モラル・情報活用能力について
 - 特別支援教育について
 - 不登校について
 - いじめについて
 - 教職員の働き方改革について
 - 「やまなし教員等育成指標」に基づく教員の育成について
 - 安全・安心な学校について

III 笛吹市の学校教育の基本理念（P.15～）

- 1 基本的な考え方（理念）
 - 「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成
 - 人やふるさとを大切にする子どもの育成
- 2 めざす子ども像
- 3 基本目標

笛吹市学校教育ビジョン体系図

IV 笛吹市の学校教育の基本方針と具体的施策 (P.18～)

1 基本方針

2 具体的な施策

基本方針1 「確かな学力」の育成と学びを深める教育

- (1) 子どもの資質・能力を育む教育
- (2) 一人一人の子どもに応じた教育
- (3) 持続可能な社会の創り手を育む教育
- (4) 超スマート社会 (Society5.0) に対応した教育

基本方針2 しなやかな心と丈夫な体をつくる教育

- (1) 心豊かな人間性、生き方を学ぶ教育
- (2) 不登校児童生徒及びいじめへの対応
- (3) 食と健康の実践力を育む教育

基本方針3 ゆたかな成長を支える教育環境の充実

- (1) 教職員の資質・能力の向上
- (2) 開かれた学校づくり
- (3) 安全・安心な学校づくり

笛吹市のシンボル

市の木



もも

市の鳥



オオルリ

市の花



バラ

2005(平成17)年9月28日「笛吹こども議会」にて決定

笛吹市学校教育ビジョン 2024（令和6）年改訂

「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」「甲斐国千年の都」 笛吹市

笛吹市は、豊かな自然や歴史・文化に育まれたまちです。2018（平成30）年3月には、第二次笛吹市総合計画を策定し、計画の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と定め、本市に住む誰もが、心豊かに優しい気持ちで、安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。

また、2022（令和4）年7月には、峡東地域（笛吹市、山梨市、甲州市）の「峡東地域の扇状地に適した果樹農業システム」が「世界農業遺産」の認定を受けました。

原始・古代から人々はこの地に暮らし、遠くに南アルプスの山々、眼下に甲府盆地を眺め、様々なことに思いをはせてきました。本市に生まれ育った者にとって、この景色こそが心のふるさと＝原風景になっています。



どの子にも涼しく風の吹く日かな 飯田龍太

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりでもあります。本市の将来を担う子どもたちは、まちの宝であり財産でもあります。子どもたち一人一人の個性が輝き、「笛吹市に生まれ、育ってよかった」と思えるような本市の教育を築き上げていきたいと考えています。

本市が生んだ俳人飯田龍太の句は、まさに本市の教育の原点でもあります。

2008（平成20）年9月、笛吹市教育委員会は、学校教育の指針となる『笛吹市学校教育ビジョン』を策定し、これに基づいた様々な施策を行ってきました。

本改訂では、学校教育をとりまく現状をもう一度分析することからはじめ、具体的施策を見直しました。持続可能な社会の創り手を育む教育、いじめ・不登校対策や防災・安全教育の充実、超スマート社会に対応したICTの活用など、学校教育における今日的課題への対応を考慮しました。

本ビジョンに基づいた笛吹市独自の学校教育を展開してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

2024（令和6）年3月

I 学校教育ビジョン改訂のあらまし

1 ビジョンの趣旨

—— 教育は「人づくり」 ——

時代が変わり、子どもたちを取り巻く社会がどのように変化しようとも、変わらないものがあります。それは「教育は人づくりである」ということです。学校教育は、「人づくり」のほんの一部を担っているにすぎませんが、学校教育に携わる教職員は教育の専門家として、保護者や地域は子育ての責任者として、「人づくり」に最大限の努力をしていかなければなりません。

—— 学校と家庭、地域・教育関係機関がひとつになって ——

今、学校現場は様々な課題に直面しています。子ども、保護者、地域を取り巻く環境が変化する中で、現在の実態に合った、一人一人のニーズに応じたきめ細かな対応をしていかなければなりません。そして学校は、大変な多忙化の中にあいながらも、日々の授業はもちろんのこと、教育研究や学校・学年・学級経営を中核に、児童生徒に、知・徳・体のバランスのとれた力を育めるよう努力を続けています。

そのような中、教育課題にきめ細かな対応が求められ、子どもや保護者、同僚との人間関係に悩む教師もあり、今こそ、学校と保護者、地域・教育関係機関が相互理解のもと、心をひとつにして教育に当たる必要があります。そのためにはこれらの間の連携なくしてよりよい教育ができるはずがありません。

すべての大人は、子どもの教育を学校任せにするのではなく、地域の子どもを学校と共に、責任をもって育てていくことが大切です。

—— 学校とは ——

子どもたちにとって学校とはどんな場でしょう。夢や目標があり、友達や教師と語り合い、共に成長していくことに喜びを感じられる場になっているのでしょうか。学び合い、時には友達とぶつかり、様々な経験を積みながら、一人の完成された人格へと成長していくための学びの場でありたいものです。

笛吹市学校教育ビジョン（以下「ビジョン」という）は、2008（平成20）年『第一次笛吹市総合計画』を受け、これからの本市の学校教育の指針として、また、教育行政の施策の基本となるものとして策定されました。

ビジョンは、今日的な教育課題、子どもたちや学校教育の現状、家庭や地域社会の変化などを踏まえ、本市らしい学校教育のあり方（理念）や方向性を示したものです。ビジョンを受けて、それを具現化していくためには、各校の校長が実態に即した学校経営方針をつくり、計画－実践－評価－改善のサイクルで教育活動の充実を図っていくことが大切です。また、家庭や地域とビジョンを共有し、連携・協働しながら一体となって具現化していく必要があります。

2 改訂の必要性

ビジョンは、5年ごとに見直していく計画で策定されました。それは、教育の不易の部分（理念）は変わらないものの、社会情勢や教育環境、教育施策、そして子どもたちの実態が目まぐるしく変化しているからです。

ビジョン策定から10年が経過した2019（平成31）年には、『第二次笛吹市総合計画』の策定を受けて、各校の学校経営の指針となるように改訂しました。

今回は、2024（令和6）年に策定される『笛吹市教育大綱』の進捗状況を踏まえ、2018（平成30）年に策定された『第二次笛吹市総合計画』との整合性を図るとともに、国の学習指導要領の改訂や第4期教育振興基本計画の策定及び県の山梨県教育振興基本計画の策定に向けた進捗状況を踏まえて改訂しました。

第二次笛吹市総合計画〔2018（平成30）年〕

笛吹市教育大綱〔2024（令和6）年〕

笛吹市学校教育ビジョン〔2024（令和6）年改訂〕

- ・「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成
- ・人やふるさとを大切にすることの育成

校長の学校経営方針

今後も、ビジョンが示す具体的な施策の計画的な推進と行政評価の実施により、新たな教育課題に対応したものに改訂していく必要があります。各校では、教育目標から具体的な実践まで、教職員、保護者、児童生徒が振り返る中で成果と課題を明らかにし、その改善に向けた取組を行っています。

この学校評価とビジョンの評価とを連動させ、各校の教育活動の改善に向けた取組に反映させることで、ビジョンがますます実効性のあるものになっていくものと考えます。

3 ビジョンの対象

ビジョンの対象とする範囲は、市内小中学校の児童生徒とします。ただし、教育の広がりや課題に対する原因や改善などを考えると、具体的施策面では就学前の子どもの教育や、高校との連携、さらに家庭や地域・教育関係機関との連携の在り方にまでふれていかなければなりません。

4 SDGs（※）との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市SDGs推進方針」を定めて取組を進めており、各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。

そこで、本ビジョンにおいても、将来にわたり持続可能な社会の創り手の育成をめざし、具体的な施策ごとに関係するSDGsの目標を示し、SDGsの達成に向けて取組を推進していきます。

《SDGsの17の目標》



※ SDGs：「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

Ⅱ 学校をとりまく現状

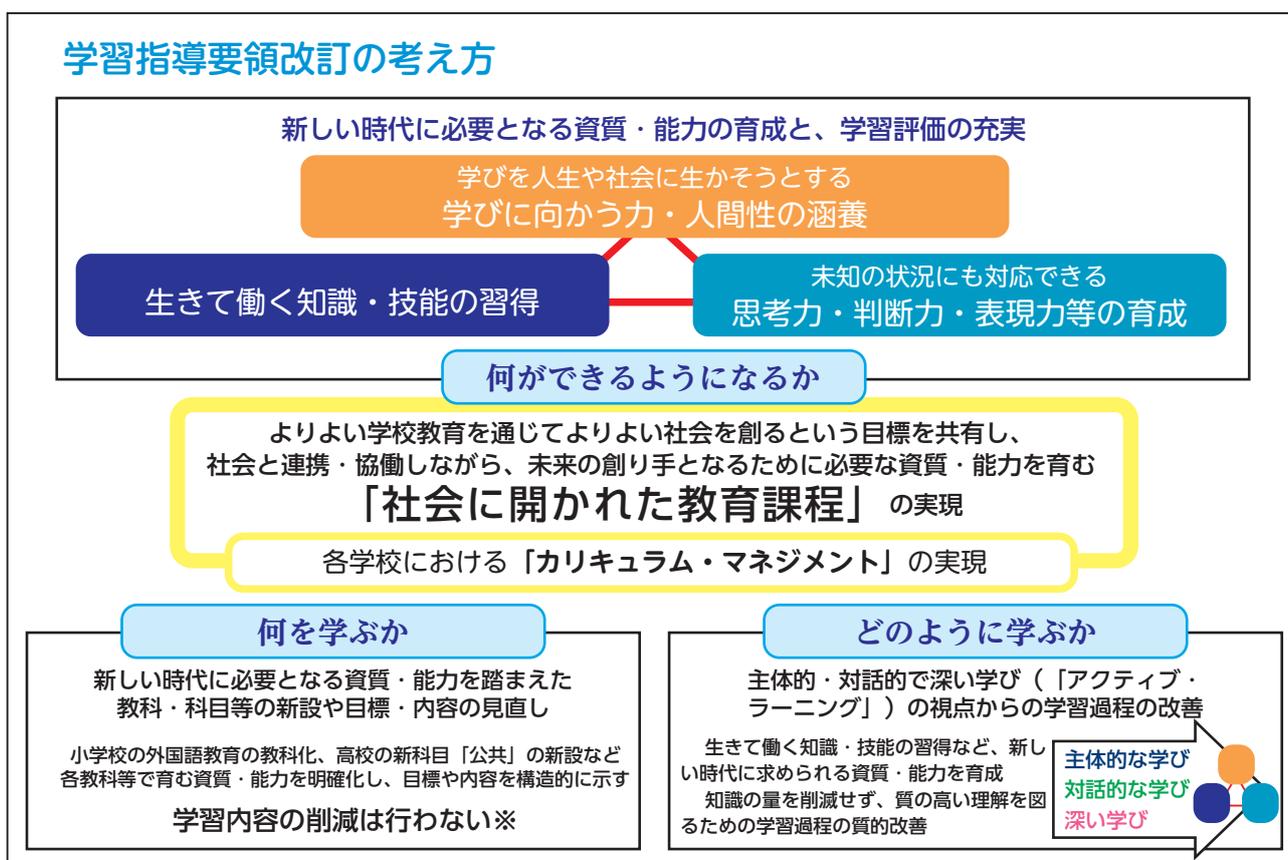
1 国の教育施策の動向

○小学校・中学校学習指導要領の改訂

2017（平成29）年3月に告示された学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

今回の改定では、各教科等で子どもたちに育む資質・能力を①生きて働く「知識・技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱として整理されました。これらの資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善を図りながら、子どもたちの姿や地域の実情等をふまえて、教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」の推進が求められています。

学習指導要領改訂の考え方



〈新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について（令和3年 文部科学省）〉

○「令和の日本型学校教育」の構築 [2021（令和3）年1月 答申]

2021（令和3）年1月に、中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～が示されました。この答申では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子どもたちの資質・能力を確実に育成するためには、学習指導要領の着実な実施が重要であることが示されています。また、再認識された学校の役割や課題をふまえ、2020年代を通じて実現をめざす学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とされました。ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型教育」において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実することをめざしています。

【2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿】

①個別最適な学び

- ◆ 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

≪「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【概要】（令和3年 中央教育審議会）≫

○第4期教育振興基本計画 [2023（令和5）年6月 閣議決定]

2023（令和5）年6月に、閣議決定された「第4期教育振興基本計画」は、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上」の二つのコンセプトを掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。

※ ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

≪5つの基本的方針≫

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び、支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話
教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画です。

【次期計画のコンセプト】

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

≪新たな教育振興基本計画【概要】（令和5年 文部科学省）≫

2 笛吹市の学校教育における現状と課題

■学力調査から見た学力について

全国学力・学習状況調査の結果から本市の状況を見ると、年度によって平均正答率のばらつきはありますが、概ね全国の正答率に対して±10ポイント以内で推移していることから、全国とほぼ同等の学力ととらえています。これは、県学力把握調査においても、ほぼ同様の傾向にあります。

本市の結果を分析すると、ここ数年、複数の資料を総合的に読み取って自分の考えを記述する等、表現する力の育成が課題となっています。この課題改善に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が不可欠となります。個別最適な学びや協働的な学びを、ICTを活用する中で、学校教育活動全般を通して行っていく必要があります。各学校が自校の調査結果からその分析を行うとともに、問題を発見し、他と交流しながら、自分の意見をまとめていくような、学習者主体の授業へ授業改善を進めていく必要があります。

■自己肯定感・自己有用感について

内閣府から出された、2019（令和元）年度版「子ども・若者白書」を見ると、日本の若者のうち、自分自身に満足している者の割合は5割弱、自分には長所があると思っている者の割合は6割強であり、調査を行った諸外国（韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）と比べると最も低いことが明らかになっています。

全国学力・学習状況調査の質問項目、「自分にはよいところがあると思いますか。」〔表1〕、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」〔表2〕において、肯定的に答えている本市の児童生徒の割合は、小学生、中学生ともに全国や県とほぼ同等なことがわかります。また、経年で比較すると、中学生の肯定的な回答が増えていることがわかります。

今後、さらに自己肯定感（※1）・自己有用感（※2）を高めていくためには、児童生徒による自主創造的な活動や集団づくりの充実が求められます。また、他者への肯定的な評価も自己肯定感や自己有用感の獲得につながると考えます。他者とのかかわりの中で、互いのちがいやよさに気づき、認め合うことのできる人間関係の構築を行うことが大切です。

※1 自己肯定感：ありのままの自分を肯定する感覚のこと

※2 自己有用感：自分と他者との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価

〔表1〕 質問：（自分には、よいところがあると思いますか）（％）

全国を基準とした山梨県と笛吹市の比較

	小6									中3								
	平成25年			平成30年			令和5年			平成25年			平成30年			令和5年		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国
当てはまる	37.5	34.5	34.5	40.2	43.6	41.2	41.7	42.4	42.6	21.5	25.5	23.4	30.2	39.8	33.7	36.0	39.9	37.2
どちらかといえば、当てはまる	43.6	43.1	41.2	45.7	42.5	42.8	45.6	42.6	40.9	41.7	46.7	43.0	47.6	44.1	45.1	43.3	42.7	42.8
どちらかといえば、当てはまらない	15.0	16.3	16.9	11.0	10.7	11.6	9.3	10.8	11.4	25.0	20.5	23.8	15.2	12.6	15.2	14.3	13.5	14.3
当てはまらない	3.7	6.0	7.3	3.2	3.2	4.3	3.4	4.1	5.1	11.4	7.2	9.6	7.0	3.6	6.0	6.4	3.8	5.6

※市・県・国の値は平均を表す。

（全国学力・学習状況調査：平成25年度・平成30年度・令和5年度より比較）

〔表2〕 質問：（人の役に立つ人間になりたいと思いますか）（％）

全国を基準とした山梨県と笛吹市の比較

	小6									中3								
	平成25年			平成30年			令和5年			平成25年			平成30年			令和5年		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国
当てはまる	72.1	75.1	70.8	78.5	79.0	74.2	75.4	78.8	75.3	66	74	69.5	71.7	77.2	70.7	76.5	75.3	71.7
どちらかといえば、当てはまる	23.7	20.1	22.8	18.2	17.3	21.0	20.8	17.7	20.6	25.6	21.3	23.8	23.4	19.4	24.2	18.5	19.9	22.9
どちらかといえば、当てはまらない	2.9	3.5	4.4	3.0	2.7	3.3	2.8	2.4	2.9	5.2	3.5	4.5	4.1	2.5	3.5	3.1	2.8	3.3
当てはまらない	0.9	1.3	1.8	0.3	0.8	1.3	1.0	1.0	1.2	2.8	1.1	2.1	0.9	0.8	1.4	1.5	1.2	1.3

※市・県・国の値は平均を表す。

（全国学力・学習状況調査：平成25年度・平成30年度・令和5年度より比較）

■新体力テストから見た体力について

「新体力テスト」（握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ボール投げ）の調査結果を見ると、令和4年では、表にあるように、いくつかの種目で全国平均を上回りました。全国平均を上回っている種目が増えてはいるものの、全国平均に満たない種目も多く、依然として体力に課題が見られます。

経年変化に目を向けると、握力、立ち幅跳びについては記録がやや上昇傾向にあります。しかし、ボール投げ、20mシャトルラン、長座体前屈は平成29年からほとんどの学年で記録が低下もしくは横ばい傾向にあります。また、新型コロナウイルス流行前の平成29年や平成30年の記録と比べ、令和4年の記録が低下するという結果が、多くの種目に見られます。

体力が低下傾向にある理由として、子どもたちのライフスタイルの変化により運動や体を動かす機会が減少していることや新型コロナウイルス対策としての行動制限の影響等、様々な要因が考えられます。休み時間や授業、部活動等を通じて体を動かすことの楽しさを経験する機会を継続的に設け、児童生徒の運動の習慣化に加え、どのような運動に親しませるかという視点をふくめて「健康・体力づくり一校一実践運動」の計画に反映させていく等、体力向上の取組を推進することが大切です。

【全国平均を上回った種目】

小学校男子	上体起こし(6年)・長座体前屈(1、3、4、6年)
小学校女子	上体起こし(2年)・長座体前屈(4、6年)・ボール投げ(4年)
中学校男子	握力(2、3年)・長座体前屈(2、3年)・立ち幅跳び(2年)
中学校女子	握力(1、2、3年)・長座体前屈(1年)・50m走(1年)・ボール投げ(1年)

(令和4年「新体力テスト」調査結果より)

■学習習慣について

笛吹市教育大綱における取組方針（確かな学力の定着）に、「家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を推進します」とあるように、家庭学習の習慣化について、各校の実態に応じた取組が行われています。市全体としては、平成23年より、家庭学習リーフレット「フッキー家庭学習3つの約束」を、令和3年より、自主学习リーフレット「自学でつけよう！3つの力」を市内全小中学生へ配布することを通して、家庭学習の習慣化、自主学習の推進への取組を進めてきました。

1日の家庭学習の平均時間について、教育白書2022年度版のデータを、過去5年・10年のデータと比較したものが、以下の結果です。「1時間～2時間」「2時間以上」の割合が、小学校では減少し、中学校では上下動があるものの、5年前よりも減少しています。また、小5・中2では、「30分未満」の割合が増えており、全体的な家庭学習時間の減少が見てとれます。塾等の利用など家庭以外での学習時間の増加も影響していると推測されますが、スマートフォン等の使用時間の増加の影響もある中、家庭学習時間の減少は、本市における課題の一つです。

家庭学習の習慣化は、学びに向かう力の育成とも密接にかかわると考えます。家庭学習を習慣化し、自ら学ぶ意欲を高めることは、確かな学力の定着につながります。今後も家庭との連携を図り、家庭学習の習慣化、1人1台端末の活用も含めた自主学習の推進に取り組むことが大切になります。

1日の家庭学習の平均時間（笛吹市内小学3・5年及び中学2年生）

(%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
～30分	34.8	38.0	29.9	10.7	12.5	17.1	27.2	21.3	29.6
30分～1時間	46.9	45.2	58.2	57.3	60.1	60.2	39.1	36.1	41.0
1時間～2時間	12.7	11.2	9.8	25.1	20.9	18.5	25.6	29.9	26.0
2時間以上	5.6	5.6	2.0	7.0	6.5	4.1	8.1	12.7	3.4

※塾、家庭教師は含まない

(教育白書 2012 年度版・2017 年度版・2022 年度版より比較)

■基本的な生活習慣について

児童生徒の心身の調和の取れた発達のためには、基本的な生活習慣の定着が不可欠です。近年その乱れが指摘されていますが、本市の朝食の摂取や睡眠時間の確保、タブレット・スマートフォンの使用時間等においても、学年が上がるにつれ、乱れが見られるようになっていくことが課題です。

笛吹市では平成21年から「あいさつ、聞き方、言葉遣い」を合言葉に、市内小中学校において人とかかわりを大切にする心の醸成に努めています。

あいさつは社会生活を円滑に営むための、大切な基本的な生活習慣の一つです。本市では、笛吹市教育懇談会での取組の重点目標にもなっており、各校で継続して取り組んでいることから、あいさつができていると感じている児童生徒が多く、ほぼ一定の割合で推移しています。〔表1〕

聞くことについては、小学校の数値が高く、中学校で数値が下がる傾向が見られます。〔表2〕相手の話をしっかりと聞き、互いに尊重し合う気持ちや態度を育む必要があります。

一方、言葉遣いについては、同じ児童生徒の小学校時（H24、H29…小3）と中学校時（H29、R4…中2）で比較すると、中学校で数値が上がっていることが分かります。〔表3〕小中学校で一貫して取り組んでいる成果の表れと言えます。

児童生徒の基本的な生活習慣の確立が、学習や学校生活に臨むための支えになります。そして、基本的な生活習慣を身につけるためには、大人の関わりが不可欠です。今後も学校と家庭、地域が連携し、よりよい生活習慣の確立に向けた取組を行っていく必要があります。



〔表1〕 近所の人にあいさつをしますか。（R4 家庭・地域であいさつができていますか）（%）

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
している	69.2	63.1	61.3	73.9	75.2	66.0	66.1	65.3	64.3
たまにしている	29.1	34.7	34.7	25.5	23.5	31.0	31.2	28.0	33.7
していない	1.7	2.2	4.0	0.6	1.3	3.0	2.7	6.7	2.0

（教育白書 2012 年度版・2017 年度版・2022 年度版より比較）

〔表2〕 人の話をしっかりと聞くようにしていますか。（R4 人の話をしっかりと聞くことができますか）（%）

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
している	69.6	69.6	70.3	70.7	76.3	71.3	62.0	70.7	62.4
たまにしている	29.0	28.2	26.7	27.9	23.0	26.7	35.3	26.5	35.8
していない	1.4	2.2	3.0	1.3	0.7	2.0	2.7	2.8	1.8

（教育白書 2012 年度版・2017 年度版・2022 年度版より比較）

〔表3〕 言葉づかいに気をつけて生活していますか。（R4 言葉づかいに気をつけて生活ができていますか）（%）

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
している	57.8	57.2	62.9	61.6	58.1	59.6	56.3	69.4	68.1
たまにしている	38.9	39.0	34.1	35.9	39.4	35.8	39.3	26.9	29.2
していない	3.3	3.8	3.0	2.5	2.5	4.6	4.5	3.7	2.7

（教育白書 2012 年度版・2017 年度版・2022 年度版より比較）

■情報モラル・情報活用能力について

現代社会と情報は深いかかわりを持っており、現代社会における情報への依存は、単に特定の個人、特定の事柄だけでなく、すべての人々の生活に見られています。

本市においても、2008（平成20）年の調査開始から、学年が上がるにつれ携帯電話・スマートフォンの所持率が高くなっています。特に、令和4年の調査からは小学校中学年から半数以上の児童が所持していることがわかり、通信機器が人々の生活により身近なものになってきていることがわかります〔表1〕。しかし、その用途をみると、「家族と連絡（通話）をとる」ことに加え、SNSの使用が増え、使用時間については、1時間30分以上がどの学年も増えています〔表2〕。使用時間を含めた各家庭でのルールについても注視していくとともに、保護者との連携した取組を進めていく必要があります。

一方で、本市の教育現場においても1人1台端末の環境が整えられ、授業を中心にICTの利活用が増えています。教育現場においては、情報モラルを含めた情報活用能力を継続して育成していく必要があります。

〔表 1〕 携帯電話・スマートフォンを所持している児童・生徒

(笛吹市内小学3・5年及び中学2年生) (%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
持っている	19.7	27.6	57.3	29.6	51.4	69.2	59.5	73.6	88.8
持っていない	80.3	72.4	42.7	70.4	48.6	30.8	40.5	26.4	11.2

(教育白書 2012 年度版・2017 年度版・2022 年度版より比較)

〔表 2〕 携帯電話・スマートフォンの1日(平日)の使用時間

(笛吹市内小学3・5年及び中学2年生) (%)

	小3			小5			中2		
	平成26年	平成29年	令和4年	平成26年	平成29年	令和4年	平成26年	平成29年	令和4年
30分未満	75.1	73.1	31.3	75.4	63.8	26.4	20.1	12.7	2.3
30分～1時間未満	16.0	11.5	29.3	13.3	15.5	21.1	16.7	13.6	9.8
1時間～1時間30分未満	6.5	2.3	11.6	4.5	8.2	13.8	13.9	18.4	17.6
1時間30分～2時間未満	1.8	4.6	8.2	3.0	5.3	15.4	16.1	20.0	24.6
2時間以上	0.6	8.5	19.7	3.8	7.2	23.3	33.1	35.3	45.7

(教育白書 2014 年度版・2017 年度版・2022 年度版より比較)

■特別支援教育について

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援、特別支援教育の充実が求められています。

本市においても、令和5年度の特別支援学級在籍者数は、小学校162人、中学校85人、合わせて247人(令和元年度174人)となり、年々増加している状況です。学級数は小学校市内14校に48学級、中学校5校に19学級が設置されています。

また、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒の数も、年々増加傾向にあります。市としては、通級指導教室「ことばと発達のサポートルーム」の設置・運営により、通常学級に在籍しながら、障害に応じた特別な支援を受けられる体制を整えています。

令和5年度の通級児童・生徒数は121人です。

本市においては、市費負担の職員を小中学校に配置し、一人一人に応じたきめ細かな支援の充実を図っています。すべての子どもに等しく学習の機会を提供し、一人一人に応じたきめ細かな教育を行っていくためには、さらなる支援体制の充実が必要です。引き続き、専門的知識をもった教員の増員・配置や施設・整備の充実等を進めていく必要があります。

笛吹市内 障害種別特別支援学級数(令和5年5月)

障害の種類	学級数		計
	小学校(14校)	中学校(5校)	
知的障害	15	6	21
自閉症・情緒障害	22	11	33
肢体不自由	5	1	6
病弱・身体虚弱	4	1	5
弱視	2	0	2
合計	48	19	67

(笛吹市教育委員会 令和5年度特別支援学級調査より)

■不登校について

本市の児童生徒に占める不登校者数の割合は年々増加傾向にあり、2022(令和4)年度には小学校64人、中学校116人、合計180人となり、過去最高となっています。また、不登校の要因・背景は多岐にわたっており、それぞれ一人一人の児童生徒とその保護者への支援が必要とされています。

本市では、ふえふき教育相談室や教育支援センター「ステラ」を設置し、一人一人の思いに寄り添った教育相談、就学相談、学習支援体制等の充実を図っています。学校や家庭の相談窓口として様々な教育相談に対応するとともに、関係機関と連携し、心に不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見、早期対応に取り組んできました。また、市費負担講師、学校サポーター等の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等、児童生徒や保護者の心のケアにもきめ細かく対応できる環境を整え、不登校児童生徒に対応した組織づくりに努めてきました。

不登校は、どの子にも起こりうることとしてとらえ、SOSの出し方に関する教育の推進や多様で適切な教育機会の保障など、今後も取組の充実を図っていかなければなりません。

笛吹市における不登校の児童生徒数（30日以上欠席）

年度/学校	小学校（人）	不登校率（%）	中学校（人）	不登校率（%）
平成30年度（2018）	34	1.0	74	4.3
令和元年度（2019）	25	0.8	82	4.8
令和2年度（2020）	37	1.1	102	6.2
令和3年度（2021）	49	1.5	112	7.0
令和4年度（2022）	64	2.0	116	7.5

（笛吹市教育委員会 不登校調査より）

■いじめについて

「いじめ防止対策推進法」で、「いじめ」の定義が幅広くなったこともあり、いじめの認知件数は、ここ数年増加傾向にあります。いじめの芽を見逃さない、深刻な事態の克服をめざして各小中学校で取り組み、早期発見、早期指導の体制確立の中、いじめの解消率も非常に高くなっています。

しかし同時に、未然防止といった観点から、いじめを許さない児童生徒の育成、学級・集団づくりが大きな意味をもつことも確認しておく必要があります。いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子どもとの信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を核として、子どもたちに人権意識や規範意識を育むとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感を高めたり、自尊感情（※）を育んだりする指導・支援を重視する必要があります。

※自尊感情：自分自身を基本的に良い人間、価値ある存在だと感じていること

■教職員の働き方改革について

2016（平成28）年度に文部科学省が公表した教員勤務実態調査によると、〔表1〕にある通り、1日当たりの教諭平均在校等時間は小学校で11時間15分、中学校で11時間32分であり、この数値は10年前に比べ、勤務時間が増加したことを示しました。また、この傾向は、次の年に行われた山梨県教員勤務実態調査においても同様でした。

令和4年度に「教師の勤務実態に関する調査」が実施され、そこでの調査結果から、平成28年度に比べ、平日・土日ともに全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況であることがわかりました。

笛吹市の教職員の勤務実態も同様の傾向にあります。〔表2〕にあるように、令和3年度と5年度を比較すると、1か月あたりの勤務時間外の在校等時間が全体として減少はしているものの、45～80時間という教職員もまだまだ多い状況であることがわかります。

令和5年8月29日に第7回学校における働き改革推進本部が開催され、文部科学大臣からは「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」というメッセージが発出され、教育現場における働き方改革を推進する決意が示されました。

教職員の働き方改革の目的は、教師が子どもと向き合う時間や教師としての資質向上をめざす時間が確保され、教師自らの手で日々の授業実践に磨きをかけることにあります。そして、この不断の授業改善により、令和の日本型学校教育、ひいては主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、子どもたちにより良い教育を提供することが求められています。笛吹市も、国や県の動向に歩調を合わせながら同一の目的に向かって取組を進めていく必要があります。

〔表 1〕 教師の 1 日当たりの在校等時間（10・11 月）

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和 4 年度	増減	平成28年度	令和 4 年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06

土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和 4 年度	増減	平成28年度	令和 4 年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

文部科学省 教員勤務実態調査（令和 4 年度集計【速報値】） R5 年 4 月 28 日 を一部改訂

〔表 2〕 笛吹市教職員 1 か月あたりの勤務時間外の在校等時間（10 月）

	令和3年度			令和5年度			比較 (R5-R3)		
	小	中	全体	小	中	全体	小	中	全体
0~45 h	42%	26%	37%	55%	33%	48%	+13%	+7%	+11%
45~80h	43%	43%	43%	38%	55%	44%	-5%	+12%	+1%
80~100 h	12%	18%	14%	5%	7%	5%	-7%	-11%	-9%
100~	3%	13%	6%	2%	5%	3%	-1%	-8%	-3%

令和 5 年度 笛吹市在校等時間状況調べより

■ 「やまなし教員等育成指標」に基づく教員の育成について

子どもの成長を担う教員は、どのように社会・時代が変化しようとも、その時の背景や要請を踏まえつつ、次代を担う子どもたちを育てるという大変重要な使命・責任があります。子どもたちの人格の形成を担う存在であることから、その職責の重さを絶えず自覚し、自らが子どもたちの道標となるべく、常に資質・能力の向上を図り続けることが大切です。

「やまなし教員等育成指標」は、それぞれのキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質・能力の向上を図るための目安を具体的に示したものです。一人一人の教員が、自らの良さと課題を踏まえ、指標を参考にしながら次なる目標を設定し、研修等を通じてその資質・能力の向上を図ることが必要です。教員の業務の中心となる「学習指導（授業）」の指標の項には、学習者中心の授業の実践が謳われ、個別最適な学びや協働的な学びなど一人一人の子どもを主語にする学校教育を実現する姿が求められています。

子どもを中心に据えた教育を大切にしてきた本市においても、予測困難な時代の中、全ての子どもたちに生きてはたらく力を育んでいけるよう、教員一人一人がそれぞれのキャリアステージに応じて学び続け、自己研鑽に励むことが大切になります。

■安全・安心な学校について

火災や地震をはじめとした災害、また交通事故や熱中症、新たな危機事象（※）など、子どもたちを取り巻く環境にはたくさんの危険が存在しています。施設・設備等の充実を図る一方で、児童生徒が自ら危険を予測し、危険な環境を改善する能力と態度を育成できる、発達段階に応じた防災・安全教育を充実させていくことが大切になってきます。

本市においても、マイ・タイムラインによる各家庭での災害対策の推進、ハザードマップの作成、Jアラートの整備、防災に関する設備（備蓄倉庫）の設置を行い、災害への備えを計画的に進めているところです。学校現場においても、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）をはじめ、防災計画や学校版タイムライン等を設定し、計画に沿った取組を行っています。各種訓練や事例等を参考に定期的に見直しを行い、最新の知見を取り入れながら、実情を踏まえた実効性のあるものをめざして取り組んでいく必要があります。

※新たな危機事象：学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等

Ⅲ 笛吹市の学校教育の基本理念

1 基本的な考え方（理念）

本市は山梨県のほぼ中央に位置し、2004（平成16）年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村が合併して誕生しました。そして、2006（平成18）年8月1日に芦川村が加わり、今の笛吹市になりました。人口は67,204人、世帯数30,529世帯〔2024年（令和6年）1月末日現在〕の中規模市です。

本市では、扇状地を利用した果樹栽培がさかんであり、「桃・ぶどう日本一の郷」の維持、発展に努めています。2022（令和4）年7月には、峡東地域（笛吹市、山梨市、甲州市）の「峡東地域の扇状地に適した果樹農業システム」が「世界農業遺産」の認定を受けました。また全国的に有名な石和温泉郷は、1961（昭和36）年の温泉湧出以来発展を続け、観光客も多数訪れています。さらに甲府盆地を見下ろすこの地は、先人たちが築いた古墳や国衙、国分寺など、古くからの遺跡が多くあり、県の中心として栄えてきたという歴史があります。

2018（平成30）年3月に策定した、第二次笛吹市総合計画において、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を将来像に掲げ、まちづくりを進めています。その中で教育分野の施策、『人と文化を育むまちづくり』において、「子どもの未来を見据えた学校教育の充実」に向けて取り組んでいます。これからの子どもたちに求められる「生きる力」を育むために、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成について、家庭、地域、関係機関と連携しながら、取組内容の充実と環境の整備を図っていきます。

これまでの本市の学校教育を振り返ってみると、その特徴は、笛吹市教育協議会が「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成をめざして、長い間、組織的で科学的な教育研究を中心に据えて取り組んできている点にあります。今後も、この貴重な財産を生かしながら、さらにビジョンの趣旨や具体的施策を反映した、「笛吹市の教育」をめざしていきたいと考えます。

■「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成

「生きてはたらく力」とは、社会や個人の生活をよりよくしていくために、学んだことを実生活に幅広く生かしていく力のことです。そしてこの力は、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育を通して培われるものです。本市の子どもたちが、知識や技能を身に付け、健康で勤勉に働き、思いやりのある心をもって人と交わり、自他の幸福のために活躍する人に成長して欲しいという思いから、この「生きてはたらく力」をビジョンの基本目標の一つとしました。

■人やふるさとを大切にすることの育成

教育は「人づくり」であり、人は多くのかかわり合いの中で、自立した人間に育っていきます。子どもたちにとって一番身近な社会は、家庭であり、生活基盤である地域です。その中核を担っているのが家庭であることは言うまでもありませんが、「地域の子は地域で育てる」という考えも、人づくりの大切な視点です。

子どもたちが家族や地域に温かく見守られ、健全に育てられていくことにより、子どもたちの中に、家族や人を愛し、自然や地域を大切に思う気持ちが育まれていきます。そして将来にわたり、いつ、どこで生活していようと、家族や郷土を思い、大切にすることを忘れない人づくりができれば素晴らしいことです。

子どもたちが、「笛吹市に生まれ、育ってよかった」と思えるような教育を構築していきたいと考え、「人やふるさとを大切にすることの育成」をもう一つの基本目標として掲げました。

2 めざす子ども像

心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子

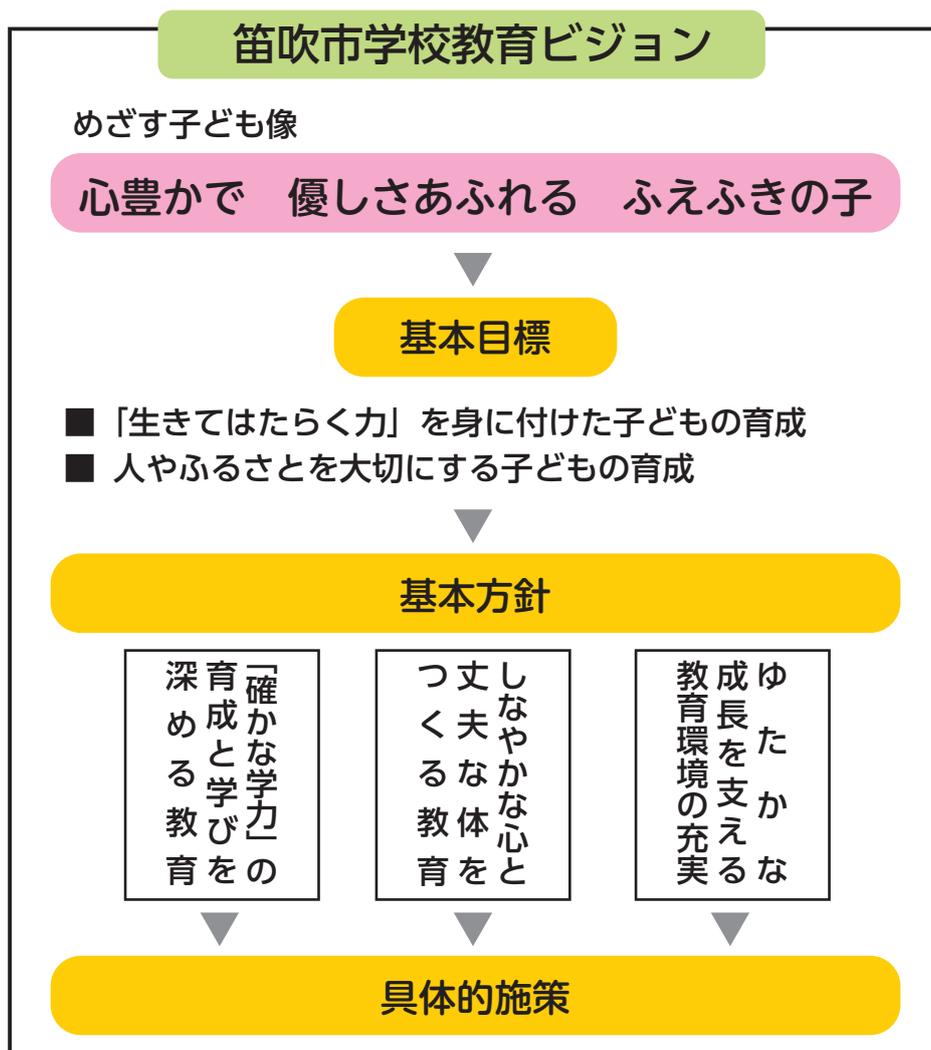
本市の魅力は、緑深い山々に囲まれた扇状地、笛吹川の清流、桃、ブドウをはじめとする果物や温泉など、自然の恵み豊かな地であることです。

私たちはこのような風土を生かしながら、生命を尊重する心や美しいものに感動する心などを養うとともに、自他を敬い、思いやりの気持ちをもって、協働しながら生活や社会をよりよくしていく意欲や態度を育んでいかなければなりません。

子どもたちが「笛吹市に生まれ、育ってよかった」という思いを胸に、やがては本市の発展に貢献し、未来を拓く人材として活躍していくことを期待しています。

3 基本目標

- 「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成
- 人やふるさとを大切にすることの育成



笛吹市学校教育ビジョン体系図

心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子

基本目標 1

「生きてはたらく力」を
身に付けた子どもの育成

基本目標 2

人やふるさとを
大切にする子どもの育成

基本方針 1

「確かな学力」の
育成と学びを深める教育

具体的施策

(1) 子どもの資質・能力を
育む教育

- ① 知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成
- ② 学習習慣の確立と学びに向かう力の育成
- ③ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

(2) 一人一人の子どもに
応じた教育

- ① 多様な個に応じた指導・支援の充実
- ② 特別支援教育の推進・充実
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒への対応

(3) 持続可能な社会の
創り手を育む教育

- ① ESD（持続可能な開発のための教育）の推進
- ② 郷土学習の充実
- ③ 外国語教育、国際理解教育の推進
- ④ 安全教育（生活・交通・災害）の充実

(4) 超スマート社会（Society5.0）
に対応した教育

- ① 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ② 情報活用能力の育成
- ③ ICT環境の充実

基本方針 2

しなやかな心と丈夫な
体をつくる教育

具体的施策

(1) 心豊かな人間性、生き方
を学ぶ教育

- ① 共生社会の実現に向けた教育の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ キャリア教育・主権者教育の推進
- ④ 認め合い、励まし合い、支え合える人間関係の構築

(2) 不登校児童生徒及び
いじめへの対応

- ① 不登校に対応した組織づくり
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 社会的自立に向けた取組の推進
- ④ ふえふき教育相談室の充実
- ⑤ 教育支援センター「ステラ」の活用

(3) 食と健康の実践力を育む
教育

- ① 基本的な生活習慣の確立
- ② 食育の推進
- ③ 体力づくりの推進

基本方針 3

ゆたかな成長を支える
教育環境の充実

具体的施策

(1) 教職員の資質・能力の向上

- ① 授業力及び学級・学年経営力の向上
- ② 教職員間の同僚性の向上
- ③ 「やまなし教員等育成指標」に基づく教員の育成
- ④ 指導主事、学校アドバイザーの積極的活用
- ⑤ 教職員の働き方改革の推進

(2) 開かれた学校づくり

- ① 社会に開かれた教育課程の推進
- ② 保護者・地域住民・企業等との連携
- ③ 行政・公的機関との連携
- ④ 小中学校の連携と保・幼・小・中・高の連携
- ⑤ 教育協議会、PTA、NPO法人、大学等との連携

(3) 安全・安心な学校づくり

- ① 施設・設備及び安全管理の充実
- ② 笛吹警察署、安全ボランティアとの連携
- ③ 地域と連携した防災機能の強化
- ④ 家庭への支援の充実

Ⅳ 笛吹市の学校教育の基本方針と具体的施策

1 基本方針

基本方針 1 「確かな学力」の育成と学びを深める教育【知育】

基本方針 2 しなやかな心と丈夫な体をつくる教育【徳育・体育】

基本方針 3 ゆたかな成長を支える教育環境の充実【教育環境】

■ 知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、それを支える教育環境づくりという3つの視点から基本方針を立てました。

2 具体的な施策

基本方針 1

「確かな学力」の育成と学びを深める教育

(1) 子どもの資質・能力を育む教育



① 知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成

予測困難な時代において、児童生徒一人一人に知識・技能の定着を図り、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを含む「確かな学力」を育成していくことが求められています。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善・授業実践をはじめとして、言語環境を整備し、様々な指導方法や学習方法の工夫・改善を進めます。

- 主体的・対話的で深い学びの充実
- PDCA サイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実
- 言語活動の充実
- 見通しと振り返りのある授業の充実
- 教科等の系統性、関連性を意識した授業の充実
- 基礎学力の定着に向けた指導の充実と探究的な学びの充実
- 読書活動の充実と学校図書館の利活用の推進
- 全国学力・学習状況調査、山梨県学力把握調査の分析・活用

② 学習習慣の確立と学びに向かう力の育成

現行学習指導要領がめざす「資質・能力」の1つに、主体的に社会や世界に関わり、よりよい未来を切り拓く力（学びに向かう力・人間性）があります。児童生徒一人一人に学習を自分事として捉え、自らの習慣の中に学習活動を位置づけられるよう、家庭学習の習慣化、自主学習の推進を図り、主体的な学びを支える土台を築きます。

- 家庭学習の習慣化
- 自主学習の推進
- 学習の進め方を自ら調整する力を育む授業の創造

③ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

現行学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けた有効な手段の1つとして、ICTを十分に活用し、日常的に「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善を行い、これまでも大切にしてきた「一人一人の子どもを主語にする教育活動」「共に学び合う教育活動」を、さらに充実させていきます。

- 問題解決的な学習、探究的な学習、調べ学習や体験活動等を通じ、多様な他者との協働的な学びの充実
- ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進

(2) 一人一人の子どもに応じた教育



① 多様な個に応じた指導・支援の充実

児童生徒一人一人の良さや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実を図るためには、多様な個に応じた指導・支援が必要です。少人数指導、チームティーチングなどの指導形態の工夫、個の実態に応じた学習指導、評価の工夫などを柔軟かつ多様に進めていきます。

- 少人数やチームティーチングによるきめ細かな学習の推進
- 市費負担講師、教育支援員（学校サポーター）の配置による指導の工夫
- 一人一人の実態に応じた指導方法、学習課題、学習活動や評価活動の工夫

② 特別支援教育の推進・充実

多様性を尊重する共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育（※）システムの構築を進めていくことが求められています。すべての子どもたちが適切な教育を受けられるよう、学習上・生活上の困難を克服するために子どもの特性に合わせた合理的配慮ができる多様な学びの場、学習環境の整備を進めます。

- インクルーシブ教育システム、合理的配慮の提供に向けた体制整備
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく個に応じた教育支援の推進
- ふえふき教育相談室との連携
- ことばと発達のサポートルームとの連携

※ インクルーシブ教育：国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う教育のこと

③ 日本語指導が必要な児童生徒への対応

日本語指導が必要な児童生徒の状況は多様であり、必要な指導・支援も様々です。日本語能力の向上とともに、個に応じたきめ細かな教育が行われるように教育課程の編成、学習環境づくりを進めます。

- 特別の教育課程の編成による個に応じたきめ細かな学習の推進
- 日本語指導講師の配置による実態に応じた教育支援の推進



(3) 持続可能な社会の創り手を育む教育

① ESD ※ (持続可能な開発のための教育) の推進

※ ESD：地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育。SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであることが確認されている。

環境破壊や気候変動が世界的な問題になっている中で、持続可能な社会の創り手の育成が重要な課題となっています。直面する課題を主体的に捉え、その課題の解決に向けて教科等の特質を生かした学習活動や校外で行う自然体験活動等を行うことで、身近なところから行動を開始し、学んだことを環境保全につなげようとする態度を育てます。

- 探究的な学習や STEAM 教育 (※) 等の教科横断的な視点を生かした授業の充実
- リサイクルや省エネ、クリーン活動等、環境教育の推進

※ STEAM 教育：科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・リベラルアーツ (Arts)、数学 (Mathematics) の5つの領域を対象とした、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

② 郷土学習の充実

笛吹市には、日本でも有数の縄文時代の遺跡や古墳、国分寺、国分尼寺などの遺跡が数多くあります。また、世界農業遺産として登録されたこの地に誇りをもち、先人たちが築いた歴史、文化、自然に触れる活動を通して、ふるさとの良さを知り、それらを生み出した精神に学ぶことで、郷土を大切にできる態度を養います。

- 博学連携による授業の充実
- 市の歴史や文化、自然、世界農業遺産としての特色を生かした活動の充実
- 副読本「わたしたちの笛吹市」の活用
- 俳句を通じた郷土理解及び言語能力の育成

③ 外国語教育、国際理解教育の推進

国際化が一層進展している社会において、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくのかという主体性を強く意識することが必要となっています。外国語を含めた言語運用能力や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、他者を受け入れる寛容の精神や平和・国際貢献などの精神を獲得し、多様な価値を受け入れる態度を育成します。

- 英語によるコミュニケーション能力の育成
- 英語専科教員、ALT、外国語授業アシスタントの配置による英語教育の推進
- 国際理解を深める学習の推進

④ 安全教育（生活・交通・災害）の充実

様々な自然災害の発生や、SNSをはじめとした情報化等の社会の変化に伴い、児童生徒を取り巻く安全に関する環境も大きく変化しています。身の回りの安全に関する指導や学習をとおして、危機に直面した際に適切な判断や行動をし、自ら命を守る能力や態度、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を育成します。

- 自ら危機を予測し、危険を回避する能力と態度の育成
- 関係機関と連携した体験活動の充実
- 安全確保に向けた実践的な訓練や学習会の開催

(4) 超スマート社会（Society5.0）※に対応した教育



※ 超スマート社会(Society5.0):サイバー空間(仮想空間)と現実空間を高度に融合させた社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く科学技術イノベーションが先導していく社会。

① 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※の推進

※ 教育DX：GIGA スクール構想の後を見据え、学校がデジタル技術を活用してカリキュラムや学習の在り方を革新したり、教職員の業務や組織、プロセスを革新したりすること

学習者・教職員・学校・教育委員会が、それぞれの立場から ICT 機器・教育データを効果的に活用することにより、個人の活用による学習等のサポート、教職員による個に応じた指導や支援など、誰一人取り残すことない教育の推進に努めます。

- 児童生徒一人一台端末を活用した授業、家庭学習の推進
- 個別最適化・学習者主体の授業の推進
- ICT 環境を使用した教員の働き方改革の促進

② 情報活用能力の育成

本市においても、スマートフォンやタブレット等を、児童生徒が日常的に使用する家庭が増えています。瞬時に様々な情報の取得を可能にする反面、使い方を間違えると大きなトラブルに巻き込まれる可能性もあります。情報に関する学習活動をとおして、情報モラルを含めた情報活用能力を育成します。

- 情報処理能力及び情報編集能力の育成
- 情報モラル教育の推進
- 教科等の特質に応じたプログラミング教育の推進
- 安全確保に向けた実践的な訓練や学習会の開催

③ ICT環境の充実

情報活用能力の育成を図るために、ICT 環境の整備が求められています。1人1台端末をはじめ、情報機器を適切に活用した学習活動推進のための ICT 環境の充実をめざします。また、ICT 支援員による外部人材の確保または活用の推進に努めます。

- ICT 支援員の配置による ICT 教育の推進
- 学習用アプリケーション等の充実
- 1人1台端末、大型提示装置等の整備、充実

しなやかな心と丈夫な体をつくる教育



(1) 心豊かな人間性、生き方を学ぶ教育

① 共生社会の実現に向けた教育の充実

年齢や性別・ジェンダー（※）、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、幸福な人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、人権意識や福祉・平和の心を育みます。子どもたち一人一人や社会全体が生涯にわたって満ち足りたウェルビーイングの実現に向けた教育の推進を図ります。

※ ジェンダー：生物学的な性とは違い、社会的・文化的につくられている性のこと

- 自他を大切にする人権意識・態度の育成
- ボランティア活動・福祉体験の推進
- 教育活動全体における平和教育の推進

② 道徳教育の充実

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、情操を育む様々な体験や、多様な考えや在り方に気づかせる学習の機会が大切です。学校教育全体をとおして、子どもたちが相手と心から向き合う中で、自己理解や他者理解を深め、自分も相手もかけがえのない存在として大切にする心を育みます。

- 特別の教科道徳における、考え、議論する学習の推進
- 学校教育全体を通じての道徳教育の推進
- 優れた文化・芸術にふれる機会の充実

③ キャリア教育・主権者教育の推進

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が必要になります。他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や、社会の担い手として主体的に社会参画する意欲や態度を育みます。

- 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進
- 小中高のつながりを意識したキャリアパスポート活用の推進
- 生き方を学ぶ進路学習の充実
- 社会参画の意欲や態度を育む学習の充実

④ 認め合い、励まし合い、支え合える人間関係の構築

社会の変化の中で、他者とのコミュニケーションを取ることが苦手な子どもが増えており、人間関係づくりが難しくなっています。学級集団や異年齢集団等で、様々な活動に自主的・創造的に取り組む中で、互いを認め合い、励まし合い、支え合える人間関係の構築をめざします。

- 児童生徒による自主創造的な活動の充実
- 対話、協働を大切にした学級づくりの充実
- 異年齢集団による活動の充実
- 自己肯定感・自己有用感・他者への肯定的評価を高める集団づくりの充実
- 社会参画の意欲や態度を育む学習の充実



(2) 不登校児童生徒及びいじめへの対応

① 不登校に対応した組織づくり

不登校児童生徒数は年々増え続け、本市においても生徒指導上の課題となっています。そこで、不登校が生じない魅力ある学校づくりのための居場所づくり、きずなづくり、個に応じた指導の充実に努めます。また、不登校の児童生徒が社会的に自立することをめざし、学校だけでなく家庭や関係機関と適切に連携しながら、きめ細かに対応します。

- 安全・安心な居場所となる学級・学校づくりの充実
- 一人一人の思いに寄り添った教育相談体制の構築
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

② いじめへの組織的な対応

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、未然防止や早期発見に努める必要があります。積極的にいじめを認知し、学校・家庭だけでなく専門機関や関係機関と連携しながら、解消に向けて、組織的に対応していきます。

- 未然防止、早期発見、迅速な対応に向けた取組の充実
- いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応
- 心理・福祉・医療等の専門スタッフ及び警察との連携
- いじめ問題専門委員会・いじめ問題等連絡協議会による専門組織の充実

③ 社会的自立に向けた取組の推進

児童生徒が社会、家庭において直面する様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進します。また、教育支援センターの活用、ICTを活用した学習支援、フリースクール・NPO等関係機関との連携により、児童生徒の社会的自立の支援を行い、個々の持つ能力を最大限発揮できるよう努めます。

- 多様で適切な教育機会の保障
- SOS の出し方に関する教育の推進
- ヤングケアラー、子どもの貧困対策の推進

④ ふえふき教育相談室の充実

先行きが不透明で、将来の予測が困難な現代において、その生活環境の変化は児童生徒に少なからず影響を与え、「学校に行きたくない」「友達関係がうまくいかない」等の悩みを抱えた児童生徒が増えています。こういった学校生活全般の相談をはじめ、親子関係や子育ての悩み、就学についての相談等に対して、ふえふき教育相談室が学校や関係機関と連携しながら、きめ細やかな対応を行います。

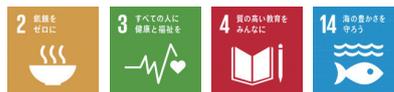
- 教育相談員による教育相談、就学相談の充実
- 保護者や児童生徒の日常生活・学校生活における相談対応や関係機関との連携の充実

⑤ 教育支援センター「ステラ」の活用

不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その要因は多岐にわたっています。学校になじめない児童生徒が、楽しく安心して通い、友達と触れ合うことにより、自立心を養うための場として提供されているのが教育支援センター「ステラ」です。児童生徒の個々の実態に合わせた生活適応指導や学習支援を行い、それぞれの自立をめざした取組を支援します。

- 自立支援指導員による、児童生徒に寄り添った学習支援、教育相談の充実
- 保護者や児童生徒の相談対応や学習支援、関係機関との連携の充実

(3) 食と健康の実践力を育む教育



① 基本的な生活習慣の確立

子どもたちの健やかな成長のためには、基本的な生活習慣の定着や規則正しい生活リズムの確立が不可欠です。本市として、「あいさつ、聞き方、言葉遣い」を合言葉にし、重点的に取り組んでいます。自分の健康は自分でつくろうとする意欲を育み、家庭・地域と連携しながら、保健教育を要とした学習を計画的、日常的に展開します。

- 「あいさつ、聞き方、言葉遣い」の推進
- 家庭や地域、関係機関と連携した取組の推進
- 保健教育を要とした計画的、日常的な学習の推進

② 食育の推進

本市において朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、年々減少の傾向にあります。食べるという行為が、人間の生活の根幹をなすものであり、食習慣の乱れは、生活の様々な面に影響を与えます。食についての正しい理解を深めるための日常的な給食指導を充実させ、家庭を中心に望ましい食生活が身に付くように食育を推進します。

- 食事についての正しい理解を深めるための日常的な給食指導の充実
- 献立や教科等と関連させた食育授業の充実
- 家庭と連携した食物アレルギー対応や食生活の改善
- 地域の食材や郷土食を通じた食文化の継承

③ 体力づくりの推進

活動の源である体力は、健康の維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素です。心と体を一体としてとらえ、子どもの成長・発達を促進するとともに、様々な動きを体験させ、身体能力の基礎を養い、運動遊びに夢中になりめり込んでいく子どもを育てること。そして、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度を育成することで、心身ともに健康な生活を送れるよう、体力づくりを推進します。

- 新体力テストの分析に基づく一校一実践の取組・運動機会の充実
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度の育成

ゆたかな成長を支える教育環境の充実

(1) 教職員の資質・能力の向上



① 授業力及び学級・学年経営力の向上

子どもたちに学ぶ楽しさを実感させ、学習意欲を喚起し、学力の向上や学校生活への前向きな姿勢を育てるためには、教職員の資質・能力を高めていく必要があります。校内研究と日々の実践の一体化や OJT(※)を元に、組織的に授業力や学級・学年経営力を向上させていく取組を推進します。

※ OJT:「On The Job Training」の略称で、「日常実践の中で学び合い、資質能力を高めていく職場内研修」のこと

- すべての子どもが楽しくわかる授業の創造
- 学習者主体の授業の推進
- 受容と共感、傾聴に基づく信頼関係の構築
- OJT を基本にすえた校内研究の充実と各校の実践交流の推進

② 教職員間の同僚性の向上

社会の変化への対応や保護者からの期待の高まりの中で、職務を遂行していくためには、教職員間の学び合いや支え合い、そして協働する力が大切です。様々な専門性をもった教職員で構成される学校だけでなく、外部機関も含め、多様な人的資源を活用し、教職員間の同僚性を高め、チームとして効果的に機能させていくことで、教育効果を高めていきます。

- 教職員相互の支援体制の構築
- 開かれた職場集団の構築

③ 「やまなし教員等育成指標」に基づく教員の育成

新しい教育課題に対応していくことができるように、教員の資質・向上のための環境整備の元となり、教職全体を俯瞰してキャリアステージに応じた力量の向上を図る「やまなし教員等育成指標」が職務ごとに策定されています。教員として必要な専門性（学習指導、生徒指導、学校運営等）について、自己研鑽に励み、学び続ける教員をめざす教職員集団を支援します。

- キャリアステージに応じた教員育成
- 校長のリーダーシップと経営ビジョンに基づく学校経営
- ミドルリーダー・若手教職員の育成

④ 指導主事、学校アドバイザーの積極的活用

社会の変化や多様化・複雑化した教育課題に対応するため、教員には幅広い視野と高い専門性が必要とされます。また最新の知見に裏付けされた知識・技能を身に付け、資質・能力の向上に努めなければなりません。指導主事や学校アドバイザーによる学校訪問を通して、授業改善を始めとする指導技術のさらなる向上と学校経営の充実を図ります。

- 学校訪問や校内研究会での指導助言による学校支援
- 専門的知見からの指導助言

⑤ 教職員の働き方改革の推進

多岐に渡る業務内容により多忙化・長時間勤務が課題となる中、児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし自らの授業力を磨くために、業務改善をさらに進め、働き方改革を推進していかなければなりません。そのため、学校における様々な分野で ICT 活用をはじめ、業務の効率化を図っていきます。

- 業務改善と行事の見直し・精選
- 校務 DX (※) の推進 ※ 校務 DX：学校教育活動の中で学習活動以外の校務における DX のこと
- 労働安全衛生委員会の開催、産業医による面談の実施
- 給食・教材費等、学校徴収金の公会計化の推進

(2) 開かれた学校づくり



① 社会に開かれた教育課程の推進

これからの社会を創り出していく子どもたちに、どのような資質・能力を身に付けさせていくかを明確にした教育課程を編成・実施していくことが求められています。学校の教育目標や教育内容を家庭や地域と共有し、連携・協働を図りながら、子どもたちを育てていきます。

- 地域の人的・物的資源を活用した教育課程の推進
- 学校運営協議会、学校評議員会等による教育目標、教育内容の共有
- 学校評価の実施と学校経営への反映

② 保護者・地域住民・企業等との連携

学校教育をより充実させるためには、保護者や地域住民の信頼に応え、連携・協働しながら一体となって子どもたちの教育を進めていくことが大切です。「笛吹の子は笛吹で育てる」という理念や子どもたちにどのような資質を育むのかという目標を学校と地域が共有し、協働することが大切です。保護者や地域住民・企業等と交流・連携する機会を積極的に設け、それぞれの教育機能を発揮させながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていきます。

- 学校開放日の設定
- 地域との交流、連携・協働活動の推進
- 地域・企業等の人的・物的資源を生かした教育の推進
- 部活動地域移行の推進

③ 行政・公的機関との連携

これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い、自らの人生を切り拓いていくためにも、広い視野から学びを深める場を提供していく必要があります。また、様々な課題を抱えた子どもたちへの支援に当たっては、学校と家庭との連携だけでなく、外部の専門家を交えたチームによる支援も大切です。行政や公的機関との切れ目のない連携によって、学習の場と教育支援の充実を図ります。

- 文化施設等と連携した教育活動の充実
- 福祉、医療、教育関係機関等と連携した教育活動や教育支援

④ 小中学校の連携と保・幼 - 小 - 中 - 高の連携

義務教育9年間を見通し、学びの連続性を重視した学習指導や継続的な生徒指導を行うことが大切です。小・中学校の教職員や児童生徒の積極的な交流によって相互理解と連携を深め、教育活動の改善と充実を図りながら安心して学べる学習環境づくりに努めます。また、義務教育の前後を繋ぐ長期的な視点からも、連続性・一貫性のある教育体制の構築が求められています。就学前からの切れ目のない支援やスムーズな接続をめざし、異校種間の垣根を取り払った幅広い連携や交流を推進します。

- 小中9年間を見通した指導の共通理解
- 小中教職員の授業及び研究会での交流
- 保・幼 - 小 - 中 - 高連携会議の取組の充実
- 異校種間の教育活動の交流及び情報交換会の開催
- 保幼小の円滑な接続に向けた架け橋期（※）の教育の充実

※ 架け橋期：義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間

⑤ 教育協議会、PTA、NPO法人、大学等との連携

子どもたちの豊かな学びと成長を支えるためには、保護者や地域住民、教育関係団体、大学等の専門機関と連携しながら一体となって取り組んでいく必要があります。研修や研究会等で教職員の資質・能力を高めながら、学校の教育力の向上を図ります。また、様々な専門性や多様な経験をもつ外部人材等、地域の教育資源を有効活用しながら、児童生徒の学ぶ機会と健全育成を支援します。

- 教育研究、教育活動での連携
- 教育懇談会及び義務教育振興会議の共催
- 関係機関と連携した学習支援
- 学生ボランティア、外部人材の活用

(3) 安全・安心な学校づくり



① 施設・設備及び安全管理の充実

世界的な気候変動が見られる中で、安全を脅かす災害や事故は、これまでの常識を超える規模で、また、教育活動のあらゆる場面で発生することが想定されます。学校における教育環境の向上及び児童生徒の安全を確保するため、学校施設・設備と危険等発生時に対応した安全管理体制の充実を図ります。

- 学校施設・設備の安全点検の実施
- 学校安全計画、危機管理マニュアルに基づく安全確保と見直し
- 笛吹市通学路合同点検等をはじめ、家庭や地域、関係機関と連携した通学路の安全確保と見直し
- 安心メールの活用の推進
- 安定した学習環境整備の推進（エアコン等の設置拡大）
- 食物アレルギーに対応した給食調理場の充実

② 笛吹警察署、安全ボランティアとの連携

登下校中や児童生徒の生活の中での事故及び犯罪を未然に防止し、安全で安心な教育環境を保持していくことが大切です。笛吹警察署や安全ボランティアと連携を図り、登下校時の見守りや巡回パトロール、交通安全教室、防犯教室等を実施することにより、児童生徒の安全を確保します。

- 児童生徒への見守りによる事故及び犯罪の防止
- 事件・事故及び不審者情報等の共有
- 交通安全、防犯教室等の開催

③ 地域と連携した防災機能の強化

学校は災害時の避難所や避難場所に指定されています。地震や噴火、水害、土砂災害等から児童生徒や地域住民の安全を守る防災拠点として、地域及び関係機関の責任と役割を分担しながら、防災機能の向上を図ります。

- 災害に備えた設備・備品の充実
- 市、地区と連携した避難訓練及び避難所運営体制の構築

④ 家庭への支援の充実

就学前の子育てや経済状況による学校生活への不安を抱える保護者は、少なくありません。すべての子どもが、小学校入学に向けて円滑な接続、そして安心して学校教育を受けることができるよう、子どもの育ちの段階や家庭の状況に応じた支援体制を整えます。

- 就学前からの相談体制の充実
- 市教育委員会作成のリーフレットを活用した小学校入学に向けての円滑な接続の推進
- 教育費の保護者負担の軽減と就学援助



笛吹市学校教育ビジョン改訂委員会 委員名簿

役 職	氏 名	職（所属）
委 員	望月 栄一	教育長
委 員	太田 孝生	教育部長
委 員	久保田 雄	学校教育課長
委 員 長	長野 篤雄	校長会 小学校代表（富士見小）
委 員	清水 健	校長会 中学校代表（春日居中）
委員(ワキンググループ)	岩間 裕二	教頭会 小学校代表（石和北小）
委員(ワキンググループ)	石原 直哉	教頭会 小学校代表（境川小）
委員(ワキンググループ)	飯沼 久裕	教頭会 中学校代表（石和中）
委員(ワキンググループ)	長田 三枝	教諭（八代小）
委員(ワキンググループ)	橘田 昌樹	教諭（春日居小）
委員(ワキンググループ)	志村 裕貴	教諭（一宮西小）
委員(ワキンググループ)	中込 瑞穂	教諭（浅川中）
委員(ワキンググループ)	雨宮 和総	教諭（御坂中）
委員(ワキンググループ)	風間 謙	指導主事（峡東教育事務所）
事務局	黒澤 宏至	指導主事（教育委員会）
事務局	日原 博人	指導主事（教育委員会）



FUEFUKI CITY

笛吹市